

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス: 6月29日公布の「労働契約法」について

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

今回は、6月29日に公布され、来年1月1日から施行される「労働契約法」について、日系企業にも大いに影響が予想される新しい規定を整理しておきます。

1. 書面による労働契約の義務強化

書面による労働契約については、「労働法」(1995年1月1日施行)にも規定されているが、その締結期限について採用の日から1ヵ月以内とされ(第10条)、1ヵ月を超えて1年に満たない期間、締結しない場合には、毎月2倍の賃金を支払うこととされた(第82条1項)。また、満1年に達しても締結しない場合には、期限のない労働契約を締結したものと見なすと規定されている(第14条2項)。

なお、期限のない労働契約に関しては、下記3. のとおり。

2. 試用期間の規定の具体化

「労働法」では、試用期間は6ヵ月を超えてはならないとされているが、労働契約期間が3ヵ月以上1年未満の場合には1ヵ月以内、同じく1年以上3年未満の場合には2ヵ月以内、3年以上及び期限を定めない場合には6ヵ月以内とされた(第19条)。

また、試用期間中の賃金について、同じ職場の最低ランクの賃金か、労働契約で約定した賃金の80%以上とされた(第20条)。

なお、これらの規定に違反した場合には、労働行政部門が是正を命じるとされ、既に約定の試用期間が経過した場合には、試用期間が満了した月の賃金を基準として、法定の試用期間を超える期間に応じて賠償金を支払うこととされている(第83条)。

3. 無期限労働契約の適用条件の拡大

「労働法」では、無期限の労働契約の条件について、「労働者が同一の雇用単位のもとで連続して10年以上就業し、双方が労働契約の延長に同意した場合で、労働者が期限の定めのない労働契約を提起すれば、期限の定めのない労働契約を締結しなければならない。」とされているが、それが次のように拡大された。

「労働者が労働契約の延長、締結を提起し、又は同意した場合」で、労働者がその雇用単位で連続して満10年間就業した場合、また連続して2回、期限のある労働契約を締結し、かつ除外事由に該当しない場合には、無期限の労働契約を締結しなければならない、というものである。除外事由とは、雇用単位の規則に重大な違反をした場合、重大な職責失当、私利的振る舞いによって雇用単位に重大な損害を与えた場合などである(第14条)。

要約すると、普通に10年間勤務し、あるいは連続2回の有期限の労働契約を終了した従業員が労働契約の延長か新たな締結を希望した場合には、会社は無期限の労働契約に応じなければならないということである。

4. 「服務期間」に対する制限

「労働契約法」では、新たに「服務期間」について規定が設けられた。「服務期間」とは、会社の費用負担によって従業員の研修を行う場合に、従業員の退職を禁止できる期間のことである。

「専門の技術訓練」(原文は「専項技術訓練」)を行うときは、雇用単位と労働者が協議を締結して服務期間を約定することができること、労働者がその約定に違反した場合には違約金を支払う義務があるが、その金額は雇用単位が提供した費用を超えず、また履行した期間に応じて減額すること、服務期間中も労働報酬を正常に調整すること、が規定された(第22条)。

5. 競業制限に対する制限

「労働契約法」では、労働契約で会社の秘密保持義務を約定した従業員について、同じ労働契約か個別の協議で競業制限を約定できるという規定が設けられた。

ただし、競業制限の対象は、高級管理者、高級技術者及びその他の秘密保持義務を有する者に限ること、その範囲・地域・期限については当事者間の約定によるが、法律・法規の定めには違反してはならないこと、期限については2年を超えてはならないこと、とされた（第24条）。

なお、競業制限期間中の経済補償については、「月毎に支給する」とされるのみで、その水準は定められていない（第23条）。

6. 時間外労働の強制禁止

「労働法」では、時間外労働の時間について、会社が工会又は従業員との協議を経て、原則として1日当たり1時間まで、特別な必要がある場合には従業員の健康を保証するという条件で3時間まで、ただし、1ヵ月当たり36時間までとされている。また、その報酬については、残業の場合は賃金の150%、休日出勤の場合は同じく200%、法定休日出勤の場合は同じく300%を支払うことが規定されている。

「労働契約法」では、「雇用単位は、労働定額基準を厳格に執行しなければならない、労働者に時間外就業を強制又は形を変えた強制を行ってはならない。雇用単位が時間外就業を手配する場合には、国の関係規定に従って労働者に時間外費用を支払わなければならない。」と時間外労働の強制が禁止され、時間外労働報酬の支払いが義務付けられた（第31条）。「労働定額基準」とは、上記の時間外労働の時間、報酬を指している。

7. 人員削減の条件の厳格化

「労働法」では、破産又は経営に重大な困難が生じたときに、30日以前に工会から従業員全員に状況を説明して意見を聴取し、労働行政部門に報告すれば、人員削減ができるとされているが、その条件について、削減する人員が20人以上か、20人未満でも企業の従業員総数の10%以上の場合と特定された（第41条）。

8. 会社側からの労働契約解除の禁止事由の拡大

「労働法」では、会社側から労働契約を解除することができない事由として、従業員が労災認定を受けた場合、業務外での病気・ケガで法定医療期間内にある場合、女子従業員が妊娠・出産・授乳期間にある場合、法律・行政法規に定めるその他の事由の4つが定められていたが、「労働契約法」ではさらに2つが追加された（第42条）。

- ・職業病のおそれのある作業に従事する労働者が持ち場を離れる前に健康診断を行わず、又は疑似職業病患者が診療又は医学観察期間にある場合。
- ・当該雇用単位で連続して満15年就業し、かつ法定退職年齢まで5年に満たない場合。

9. 労働契約解除時の経済補償の対象拡大及び基準の明確化

「労働法」では、労働契約期間の満了については従業員への経済補償の対象に含められていないが、「労働契約法」ではこれも対象とされた（第46条1項5号）。

経済補償の基準については、その雇用単位での就業年数に応じて、満1年毎に1ヵ月の賃金（労働契約解除前12ヵ月の平均賃金）を支払うとされた。労働社会保障部の関係規則（「労働契約違反・解除の経済補償弁法」1994年12月3日施行）では、労働契約解除の事由によっては最高12ヵ月の上限が設けられているが、原則として上限がなくなった。ただし、雇用単位が直轄市か区を設置している市にあり、対象者の賃金がある地区の前年度平均賃金の3倍よりも高い場合には、3倍として計算し、かつ12ヵ月を超えないとされた。

なお、就業期間が6ヵ月以上1年未満の場合には1年として計算し、6ヵ月未満の場合には半月分の賃金を支払うとされている（第47条）。

10. 会社の規則に対する従業員の参与権の明確化

「労働契約法」では、会社の規則の制定、実施における従業員の参与の権利が規定された。

「雇用単位が、労働報酬、就業規則、休息・休暇、労働安全・衛生、保険・福利、従業員訓練、労働記録及び労働定額管理など労働者の切実な利益に直接関わる規則・制度又は重大事項を制定、改定又は決定するときは、従業員代表大会又は従業員全員との討議を経て、案と意見を提出し、工会又は従業員代表と平等な協議を行って確定しなければならない。

規則・制度及び重大事項の決定の実施において、工会又は従業員が不適当と認めた場合には、雇用単位に提起し、協議を通じて改訂、改善を行わせる権利を有する。

雇用単位は、労働者の切実な利益に直接関わる規則・制度及び重大事項の決定を公示し、又は労働者に告知しなければならない。」（第4条）

なお、これらの規則・制度が法律に違反しているときは、労働行政部門が是正を命じ、警告を与えるとされ、また労働者に損害を与えた場合には、賠償責任を負わなければならない、とされている（第80条）。この罰則規定は、上記の手続きを怠った場合にも、適用されるものと思われる。

11. 派遣労働者に対する条件の明確化

派遣労働者について、新たに規定が設けられた。派遣会社は、派遣労働者と2年以上の期限付きの労働契約を締結し、月毎に労働報酬を支払うこと（第58条2項）、派遣を受ける会社は時間外手当、業績賞与を支払い、業務の持ち場に関係する福利待遇を提供すること、また、連続して雇用する場合に正常な賃金調整を行うこと、などが規定されている（第62条1項）。

当初の草案では、派遣を受け入れる会社が派遣労働者を1年間使用し、さらに延長する場合に労働契約を締結（雇用）することを義務付ける規定があったが、この規定はなくなった。しかし、新たに、派遣労働者は、派遣会社又は受け入れ会社で工会に参加し、又は工会を結成する権利を有するという規定が設けられた（第64条）。

12. パートタイマーの雇用条件の明確化

パートタイマーの雇用（非全日雇用）についても、新たに規定が設けられた。これは、労働者の同一の雇用単位での就業時間が1日当たりの平均で4時間まで、1週間の合計で24時間までで、報酬を時間当たりで計算するものとされている（第68条）。

雇用単位・労働者双方は、口頭の協議を締結することができること、労働者は複数の雇用単位と労働契約を締結することができること（以上第69条）、試用期間を約定してはならないこと（第70条）、いずれの側も随時に雇用の終了を通知することができ、雇用単位は労働者に経済補償を支払わなくてもよいこと（第71条）、労働報酬は所在地の最低時間当たり賃金基準を下回ってはならず、支払いは最長でも15日毎に行うこと（第72条）、などが規定されている。

13. 「集団契約」の促進

「労働契約法」では、多くの条項に「集団契約」に関する規定がある。「集団契約」については、「労働法」でも言及され、労働社会保障部の「集団契約規定」（2005年5月1日改正施行）に具体的に規定されているが、「労働契約法」では次の新しい規定が設けられている。

- ・ 集団契約は、工会が企業の従業員側を代表して雇用単位と締結する。工会が設立されていない雇用単位では、上級の工会が労働者の推挙する代表を指導して、雇用単位を締結させる（第51条2項）。
- ・ 県級以下の区域内の建設業、採掘業、飲食サービス業などの業種では、工会が企業側の代表と業種性の集団契約を締結し、又は区域性の集団契約を締結することができる（第53条）。

これらの規定は、明らかに「集団契約」の締結を促進する趣旨で設けられたものである。「労働契約法」の成立をきっかけに、労働者の権利意識が高まり、工会の結成が進み、あるいは工会の活動が活発化することが予想される。工会が結成されると、「集団契約」の締結を求める動きも強まる。

この点が、「労働契約法」の最大の影響ではないかと思われる。日系企業としては、今後、工会と「集団契約」について、真剣に対応を検討しておくべきだろう。

なお、「労働契約法」の施行前に締結された労働契約の扱いについては、次のように規定されている（第97条）。

- ・ 「労働契約法」の施行日に存続する労働契約は、引き続き履行する。
- ・ 期限付きの労働契約の更新回数については、施行後に更新するときから計算する。
- ・ 施行前に労働関係が成立しているが、書面による労働契約を締結していない場合は、施行日から1ヵ月以内に締結しなければならない。
- ・ 施行日に存続する労働契約を施行後に解除又は終了し、経済補償を支払う場合は、その年数は施行日から起算する。
- ・ 施行前に経済補償を支払う場合には、現行の関係規定に従って執行する。

以上

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●石油備蓄センターが近く発足

中国は戦略的石油備蓄の中核となる国家機関「石油備蓄センター」を近く北京に設立する。26日、国家発展改革委員会当局者の話として、『中国経済導報』社の楊社長が同センター主任に任命されることが伝えられた。中国は、第11次五ヵ年規画のエネルギー発展計画に基づき国家石油備蓄基地の建設を進めている。2004年に始まった第一期の4大基地建設は、昨年8月に鎮海(浙江省寧波市)基地が竣工し、10月より石油備蓄を開始している。その他3基についても今年から来年にかけて竣工予定。さらに、現在第二期の基地建設候補地として、広東、海南、湖北の各省が挙げられている。2010年までに年間輸入の約1ヶ月分に相当する石油の備蓄を進めるとしている。

●豚肉価格高騰 豚肉の備蓄規模を拡大

豚肉価格が急騰する中、財政部は食用豚や豚肉等の副食品に関して、事前監視システムの整備、備蓄制度の確立を進め、肉の備蓄規模を拡大すべきと述べた。先に財政部が発表した「豚肉価格上昇への対応、養豚産業の発展に関わる通知」の中でも雌豚保険と養豚産業補助とを組み合わせた制度を確立し養豚産業の促進と安定的発展を目指すとしている。一連の豚肉政策は、CPIにおける肉類の構成比が7%と高くCPIへの上昇圧力懸念がある事も背景にある。

2. 産業

●バイオ産業第11次五ヵ年規画 関連育成措置

6月26日に天津で開催された「2007年国際バイオエコノミー・フォーラム」で、科学技術部の万部長はバイオ産業発展のための具体的なプロジェクトとして、今後30～35の技術センター、10～15の実験施設、10～15の生物資源保存センター、10～15の技術プラットホーム、モデル企業と生産基地の建設計画を発表した。また、28日には「国家発展改革委員会、国家開発銀行によるバイオ産業への融資促進に係わる意見に関する通知」が発表され、バイオ産業への金融支援体制も確立されることとなった。

国家改革発展委員会は本年4月8日に「バイオ産業第11次五ヵ年規画」(以下、11・5規画)を公布し、農業生産力の拡大、環境保護の強化等を目指して、医薬、農業、エネルギー、環境保護等におけるバイオ産業の発展を図ることを明らかにしている。

11・5規画では以下の様な具体的目標を定めている。

①関連体制の整備:法律、技術スタンダード、製品安全等の制定、②自主研究開発力の強化:研究開発費用の増加、年間売上10億元超の製品開発促進、③産業構造の改善:バイオ企業の育成、バイオ基地の建設、④産業規模の拡大:11・5規画期間中に工業付加価値の平均伸び率19%、2005年の工業増加価値2,000億元、2010年迄の年間工業付加価値5,000億元、2020年迄の年間工業増加価値2兆元。

3. 貿易・投資

●CEPA 第4次補充協議書調印

新たに11分野が規制緩和

7月1日の香港返還10周年を前にした6月29日、香港、本土の両政府はCEPA新補充協定に調印した。実施は2008年1月1日。

サービス貿易では既存の法律・医療・旅行等の他に、新たに公共事業・高齢者向けサービス・環境・印刷等11分野が規制緩和対象に加わり、全体で28分野の規制緩和が進んだ。

主な緩和内容は以下のとおり:【医療】合併の医療機関の最低投資額の引き下げ、【会議・展覧】広東省と上海市において企業を設立して展覧業務の主催可、【旅行】資本金や営業額の基準引き下げ、【高齢者向けサービス】広東省を試験地域とし高齢者向けサービスの提供可、【環境】独資会社設立可、廃棄物処理、騒音、汚水処理等のサービス提供可、【印刷】合併形式による出版物等の印刷業務可、等。

その他、貨物貿易では乾物、食品及び機電製品を含む17項目がゼロ関税優遇の対象として追加された。サービス産業分野での優位性を誇る香港の企業にとって、今回の新補充協議書は新たなビジネスチャンスに繋がるものと期待されている。

4. 金融・為替

●調整政策が相次ぎ 株式市場は横ばい推移

マクロ経済の堅調な成長が続く一方、人民元流動性の過剰、不動産、株価等資産価格の急騰などの問題が注目されている。

こうした中、既に実施された人民銀行の手形発行、増値税輸出還付率の引下げ、銀行預金準備率、貸出金利の引上げのほかにも、6月に入って幾つかの調整政策が審議され、7月以降に執行される見込み。

全人代常務委員会は29日、1兆5,500億元の特別国債発行を決定した。財政部は国債発行で市場から吸収した人民元で人民銀行から2,000億米ドルを購入し、外貨準備の運用会社である「国家投資公司」の資本金に充てる。但し、発行は市場への影響を勘案して段階的に行う。運用会社の設立は9月の予定。

また、全人代常務委員会は29日、「個人所得税改定の決定」を発表。現行の利子所得税率20%を10%に軽減或いは廃止することについて国務院が検討中。資金の流れを株式市場から預金へ誘導する狙い。

加えて、香港上場の国有大手企業の国内株市場での株式発行、国内適格機関投資家(QDII制度)の適用対象拡大、ホットマネー流入を抑制する人民銀行による商業銀行の立入検査の実施等の措置も次々と取られており、これを受けて現在の株式市場は横ばいで推移している。但し、調整政策効果については、今しばらく経過を見極める必要があるようだ。

EXPERT VIEW

NERA Economic Consulting
中国総代表 日本国公認会計士
鈴木康伸

【中国の新企業所得税法と日本のタックスヘイブン対策税制】

中国では2008年1月より、これまでの外国資本の法人と中国内国資本の法人に別々に適用されてきた企業所得税法（日本の法人税法に相当）が統一されます（以下「新企業所得税法」）。新企業所得税法に規定される標準税率が25%であることから、中国に設立された日本法人の子会社、特に、投資性公司ⁱと上海外高橋等の保税区に所在する貿易会社ⁱⁱ、に対する日本のタックスヘイブン対策税制の適用が話題になっています。

専門家の多くは、適用除外になるための条件、可能性についての解説をしていますが、ここでは中国が軽課税国に該当するのか、また中国に設立された法人の一部は特定外国子会社等に該当するのかという税法の原則を立法趣旨に則して解説します。

タックスヘイブン対策税制は、法人税法第11条に規定される実質所得者課税の原則においても対象とすることが実務的には可能である海外子会社の所得に対するわが国での法人税課税を、執行面での安定性を確保することと、租税法律主義の観点から租税回避対策の明文化を図るものとして、昭和53年にわが国において導入されました。ⁱⁱⁱ

また、その立法趣旨は、「税負担の不当な軽減を防止する」ことにあり、したがって「正常な海外投資活動を阻害しないため、所在地国において独立企業としての実体を備え、かつ、それぞれの実態に応じ、その地において事業活動を行うことに十分な経済的合理性があると認められる海外子会社等は適用除外とする」（昭和52年政府税制答申）という「適用除外」条項が定められています。

適用除外の要件は（1）事業基準、（2）実体基準、（3）管理支配基準、（4）所在地国基準または非関連者基準、の4条件を充足することという画一的な基準となっていますが、本来は、中国に設立された法人が、中国において設立される事業上の意義があるかどうか（経済合理性の有無）という判断があり、その判断を補強するための客観的なものさしとして、当該4条件（あるいは5条件）が規定されたと考えてよいと思います。執行面の安定性確保と租税法律主義からタックスヘイブン対策税制が制定され、その根本に実質所得者課税があるとすると、適用除外の判定においても形式的、画一的な要件充足もさることながら、中国に設立された法人に本当に存在意義があるかどうか、という実質をまず問いつける必要があります。

タックスヘイブン国・地域への会社設立は、一般には租税回避だけではなく、その所得を他の利益獲得の機会に転用することを目的とすることが多いかと思います。このため、タックスヘイブン国・地域は、①当該国・地域の政治的、経済的安定性、②為替管理の不存在、③法人の設立、運営、清算手続の簡便性、④銀行業務及び企業秘密の高度の機密性、⑤企業登録、財務情報の公開等の法令の不存在、⑥出入国の自由度、⑦通信手段の充実、に加え、租税条約の非締結（少なくとも情報交換規定が存在しない）や英語使用が一般化しており、有能な弁護士、会計士がいること、という特徴を有しています（OECDレポート（1987年））。

中国の地域統括会社（投資性公司）の設立は資本金3000万米ドル以上という多額の資金が必要であるなど法人設立のハードルが高いといえます。また、外貨管理が厳しく、特に非貿易送金取引についての制約が大きい^{iv}中国での法人運営の厳しい現実に加え、米国と並ぶ日本にとっての貿易大国であり、また体制が異なることから潜在的には政治リスクを抱える中国に、租税回避を目的として法人を設立する会社は、実際には極めて少数派であると考えます。

平成4年度以前までは、わが国もタックス・ヘイブン（軽課税国等）を、全所得軽課税国、国外源泉所得軽課税国、特定事業所得軽課税国に区分したブラックリスト方式により指定していましたが、その後、これを租税負担割合が25%以下の外国関係会社、という形式基準に変更しました。中国に対するタックスヘイブン対策税制の適用については、国全体が“適用除外”となることはないにしても、企業としては中国に所在する法人の経済合理性の存在をまず明確にすることが必要です。その上で、実態にも配慮された“実務取扱い”が根付いていくことを期待したいと思います。

中国関係のタックスヘイブン対策税制では、中国華南に委託加工工場を有する香港法人への適用事案があり、未だに最終決着をみていません^v。

中国本土のタックスヘイブン対策税制の適用については、2008年度の施行までまだ半年あり、政府、民間、法律家、実務家のそれぞれが、それぞれの立場からその適用の是非を、原理原則のレベルで検討する十分な時間的余裕がまだ残されているのではないのでしょうか。

ⁱⁱ 投資性会社とは、外国投資者が中国で全額出資或いは中国投資者との合併により設立される、直接投資を行うことができる有限責任形態の法人を指す。投資性会社設立に関しては、当該法人の投資者として、自身の総資産が4億ドルを超えていること、且つ、同投資者は中国国内で外資投資企業を設立済みであり、払込済み出資額は1千万米ドルを超えており、かつ中国国内で既に投資して法人を設立しており、払込済み出資額は1千万米ドルを超えていること、或いは同投資者は中国国内で既に10社以上の外資投資企業を設立し、払込済み出資額が3千万米ドルを超えていること、という要件に加え、登録資本金は3千万米ドルを下回らないことという条件が課されている（中国商務部2004年11月23日公布「外商投資性会社の設立・運営に関する規定」第2条及び第3条）。外国資本に対する投資性会社設立の規定は1995年に初めて公布された。中国政府として世界の有力企業からの資本、経営ノウハウ、先端技術を導入することを目的としたものであり、外国投資者にとっては、借入限度規制、外為規制、投資以外の業務の制約などから、法人を設立するビジネス上のメリットが必ずしも明確ではなかったものの、今後の中国ビジネスを展開していくにおいての中央政府とのパイプ作りという意味で拠点を設立したケースも少なくない。そのため、当初は北京を中心に（現在は上海に設立するケースが多い）、各国の商社、メーカーを中心に2百社以上の外商投資性会社が設立されている。

ⁱⁱⁱ 製造業を中心に外資導入政策を展開してきた中国は、1990年代に入り外資に対する貿易業の開放政策として、沿海地域10数箇所に保税區を設置して外資100%による貿易会社の設立を認めるようになった。保税區に設立された企業は、中国の内国法人として企業所得税の課税はされるものの、保税區への国外からの貨物の搬入には関税、輸入増値税（日本の消費税に相当）が保税とされ、また保税区内での取引に関しても増値税が課されない。

ⁱⁱⁱⁱ 中里実「タックスヘイブン対策税制と赤字子会社」JTRI 税研 2005年9月号 72頁

^v 5万ドル以上の非貿易取引の外貨送金については銀行にて税務局の納税領収証の提示が求められる。特に上海外高橋保税區的貿易会社が海外送金するにあたっては、1,000米ドル以上の送金に対し税務局の納税（免税）証明を銀行より提示するよう求められる。

^v 来料加工を営む香港法人に対する当該税制の適用が納税者にとり予測不可能であったことも論点のひとつとしてあげられる。

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2007.06.25	7.6235	7.6185~7.6235	7.6194	0.0013	6.1691	0.0238	0.9755	0.0001	10.2520	0.0258	2.0000	4136.61	157.1000
2007.06.26	7.6205	7.6145~7.6205	7.6159	0.0035	6.1779	0.0088	0.9749	0.0006	10.2440	0.0080	1.9577	4169.01	32.4000
2007.06.27	7.6159	7.6135~7.6198	7.6188	0.0029	6.2141	0.0362	0.9748	0.0002	10.2308	0.0132	1.8400	4280.41	111.4000
2007.06.28	7.6176	7.6151~7.6178	7.6151	0.0037	6.1850	0.0291	0.9744	0.0003	10.2461	0.0153	1.8200	4108.22	172.1900
2007.06.29	7.6149	7.6132~7.6178	7.6132	0.0019	6.1674	0.0176	0.9741	0.0003	10.2525	0.0064	2.5000	4009.97	98.2500

トピックス

【25日】

- 周小川 中銀総裁は23日、中国は1兆米ドルを超える外貨準備を積極的だが制御された方法で運用しているとした上で、人民元の完全交換可能通貨への移行を徐々に進めていく方針は浸透しており、政府は自身の考えに従って外国為替政策を策定していくとの見解を示した。また、より引き締め型の金融政策を講じているにもかかわらず、インフレ率は上昇する可能性がある」と指摘したうえで、政策金利引き上げの可能性は除外できないとした。さらに中国株式市場の上昇基調について、明らかにバブルの状態であると認められなかったとしても、中銀は注意深く監視を続けていくとし、投資家に対して注意を促した。
- 易綱 中銀総裁補佐は24日、2007年の中国のインフレ率は(前年比)約+3.0%になるとの見通しを示した上で、政府は実質金利をプラス圏にとどめるために積極的に取り組んでいく方針であることを明らかにし、インフレ動向を注視しているとした。一方で、「同国は人民元の柔軟化について予定表は作っていない」と述べた。
- 証券監督管理委員会(CSRC)は国内の社債市場の活性化に向け、債券格付機関の業務に関する規制案を公表した。
- 易綱 中銀総裁補佐は「外貨準備の米ドル建て資産を大幅に減らす計画はない」と述べた。

【26日】

- 胡錦濤 国家主席は、「中国は経済・政治上の改革に積極的に取り組む」と述べた上で、改革は政治的に正しい方向で実施しなければならないとの見解を示した。
- 国家開発銀行は香港で総額50億元(6億5600万米ドル)の人民元建て債券を発行すると発表した。

【27日】

- 易綱 中銀総裁補佐は「最近のインフレ圧力を懸念しており、物価上昇を抑えるためさまざまな手段を用いる決意である」「インフレ率は最近大幅に上昇しており、5月には前年同月比+3.4%に達して実質金利がマイナスとなった」「長期的に実質金利をプラスに維持することを目指している」との見解を示した。
- 新華社が報じたところによると、全人代は同国初の国家資産運用機関が運用する外貨準備約2000億米ドルを取得するため、1兆5500億元の債券を発行する計画について検討を始めた。
- 金人慶財政相は同国が計画している外貨購入と国の新たな投資機関への資金供給を目的とした特別債券の発行について、国内における中銀の流動性管理の一助となる可能性があるが、海外からの資金流入減速にはつながらないだろうとの見解を示し、さらに輸出を抑制し輸入を促進する為、税制に関連するあらたな措置の導入を検討していることを明らかにした。

【29日】

- 中銀調査部門は、2007年のGDP伸び率を前年比+10.8%、CPI上昇率を前年比約+3.2%と予測した。
- 中国と香港は、2004年1月に発効した経済貿易緊密化協定(CEPA)を拡大することで基本合意した。これに伴い、中国の資産運用会社は、来年から香港に子会社を設立することが可能となり、協定は、中国の証券会社の香港進出についても規制を緩和する。また、中国税関当局によると、香港から中国本土に輸出される製品の関税免除の対象となる品目が7月1日から拡大される。
- 銀行業監督管理委員会(CBRC)は、小規模及び中規模の銀行に対し、貸出を抑制するとともに過熱している不動産や株式市場に資金が流入しないよう監視を強化するよう命じた。
- 新華社が報じたところによると、中国は全人代の会議で、外貨購入を目的とした1兆5500億元の特別国債を発行することを承認した。債券の発行時期や債券の売却先については明らかにしていないが、会議では2007年末の国家の債務上限を5兆3000億元に引き上げることも承認されたとした。また、国務院(内閣に相当)に対し、20%の利子課税を撤廃もしくは軽減する権限を与えることを承認した。

RMB レビュー&アウトLOOK

- 人民元は前週末比小幅反落となる7.6235でオープン。前週の強い経済指標発表を受けた金融引締め策発動に対する思惑から上海株式市場がやや軟調推移となったものの、人民元相場への影響は限定的であり、オープン直後より7.61台まで反発し、翌日も小幅続伸した。その後は同水準での小幅な値動きとなったものの週末にかけて為替制度変更後の最高値を更新、7.6132まで上昇して越えとなった。今週は全国人民代表大会(全人代、日本の国会に相当)常務委員会での討議内容に注目が集まり、週末には1兆5500億元(約2035億米ドル)の特別国債発行と預金利子課税を撤廃もしくは軽減する権限を国務院(日本の内閣に相当)に付与することが承認された。前者は新たな国有の外国為替投資会社への出資金となり、同社による中銀の外貨準備買取に用いられる見込みであり、実現すれば市中の人民元過剰流動性の吸収および巨額の外貨準備の有効運用につながる事が期待される。また預金利子課税の調整については株式市場へ流入する投資資金を預金へと誘導し、過熱する株価の抑制に繋げる当局の思惑があると言えよう(いずれも実行時期は未定)。上記特別国債発行による国有の外国為替投資会社の設立は9月以降を予定しており、すぐに人民元相場に影響を与えるとは考えにくく、来週も引き続き小幅な値動きの中、じり高推移となるだろう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。